国内募集型企画旅行条件書

■お申し込みの際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。 ■この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

事業型企画旅行契約)この旅行は(一社)近江ツーリズムボード(以下「当法人」といいま が企画・事集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は 法人と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結する

法人と募集型企画即所「突転」以「・から」であった。 とになります。 条件は、募集広告、、シンフレット、本旅行条件書、本 旅行研究的の内容、条件は、募集広告、信義修旅行日程表)及び当法人旅行業 約該募集型企画旅行契約の部によります。 (3 当法人は、お客様が当法人の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等 の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービ ス」といます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を 管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立 (1) 当法人にて当法と所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。) に所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の金額を添え てお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」(取消料」(逢納料) のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅 行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときば、お預かりし ている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000 円未満	5,000 円以上
20,000 円以上 50,000 円未満	10,000 円以上
50,000 円以上 100,000 円未満	20,000 円以上
100,000 円以上	旅行代金の 20%以上

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。 ※上表内の「旅行代金」とは第6項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいい

3契約責任者は、当法人が定める日までに、構成者の名簿を当法人に提出

③今天が入れ上もか。しなければなりません。④当法人は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではあ

か下側される頃病または表病については、何らの貝吐を負うものではのりません。 ⑤当法人は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後 においては、あらかじめ契約責任書が選任した構成者を契約責任者とみ なします。

においては、あらかじめ契約責任書が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. 申込条件
(120 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。(2特定のお客様陽を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能との他の条件が当法人の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。(3候除を当している方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠のの方、妊娠の可能性のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠のの方、妊娠の可能性のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠のの方、妊娠の可能性のある方、身物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠の方をいる方、食物で含者といる方を実している方、全地の方、対域の可能性のある方、身体で含量をとする方は、お申込の際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出くださいり、当場のなどによいらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。(3代行政・20世界のでは、対しなどは、14位のでなどれただく場合があります。なお、お客様からの対しては、大きな様のでからにより、では、大きな様のでが行いたなど、お断わりさせていただく場合があります。なお、お客様の不分には、旅行の内でからに、同性者を必要ながあります。なお、お客様ので分は、旅行の日常などのでうれば、などのでは、などのなどのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは

(8) その他当法人の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

会があります。

4. 契約書面及び確定書面(優殊旅行日程表)

(1.) 当法人もは第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当法人の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡します。 契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
(2.本項(1)の契約書面において旅行日程まだは重要な運送。宿待機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要と運送機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要と運送機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要と運送を機関の名称を程度に入列学したと表がのぼって「7.日目に当たるの間日(旅行開始日の前日)に定り、一定判しては旅行開始日の前日(旅行開始日の前日(旅行開始日の前日)に定って下、日目に当たると記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。(3)第2項(3)定定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する間い合むせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当法人もは手配状況についてご説明いたします。
(4)当法人が募集型を画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

旅行代金のお支払い期日)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって 14 日前に当 たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきま

(2) 基。 (2) 基。 日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の 指定期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用
(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6歳以上(航空機利用コースは満 3 歳以上)12 歳未満の方は、こども代金となります。
(2) 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
(3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告またはパンフレットに「旅行任金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」イイナス「割引代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」メラス「真の「申込金」第12 年頃の「申込金」第12 頃10 「取り記録料」、第13 項(1) の②の「連約料」、および第19 項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金化含まれるもの (1) 旅行代金化含まれるもの (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場、非観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。 (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。 (3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用、上記(1)~(3) についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの 第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。 (1) 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)

(2) クリーニング・電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれ に伴う税・サービス料 (3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記 載される箇所・区間の入場料金・交通費 (4) お1 人部屋を使用される場合の追加代金 (5) 希望者のみ参加される場合の追加代金 (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入 場料金、食事料金、交通費

場料金、食事料金、交通費等) (7)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行契約内容の変更 第1法人は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・ 指泊機関等の旅行サービス堤供の中止、官公署の命令、当初の運行計 画によらない運送サービスの提供その他の当法人の関与し得ないから やむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し 得ないものである理由及び当該事由との風果関係を説明して、旅行日 程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」 といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合にお いて、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の額の変更 当法人は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いた

コピハはがロンギアがルエは、マッ・しい、いまい。 は、利用する運輸機関の運貨・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通 常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当法人はそ の増額又は減額される金額の範囲内でが行れ金の都を増額又は減額 ます。但し、旅行後金を増額変更なときは、旅行機も日の自から起 以上でさかのばって15 日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知 します。

します。 (2)当法人は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるとき は、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額し

ます。
(3第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する場所が開加または、 減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送 宿泊機関等の座席・部屋その他の諸宏備の不足が発生したことによる変 更り場合を除き、当生人はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変 更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を 受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他既 に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担と 1ます。

します。 (4)当法人は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をバンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当法人の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、バンフレート等に応載したところにより旅行社金の額を変更することがありま

11. 名客様の交替 (1) お客様は、当法人の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当法人所定の用紙に所定の事項を記入のうえ 手数料(お一人様につき 1,050 円)とともに当法人に提出していただき ます。(既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる 費用を請求する場合があります。) (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当法人の承諾があった時に効力が生するも のとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行 契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当法 人は交替をお断りする場合があります。

12. お客欄こよる旅行契約の解除

(1)旅行開始前 込お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことに より、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約 の解除期日」とは、お客様が当法人管菓所それぞれの管業日・営業時間 内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。 お販消耗料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)			
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右配日帰り旅行 以外(夜行含む)	日帰り旅行		
①21日前に当たる日以前の解除	無料	無料		
②20日前に当たる日以降の解除(③~⑦を除く)	旅行代金の 20%	無料		
③10 日前に当たる日以降の解除(④~⑦を除く)	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%		
④7日前に当たる日以降の解除(⑤~⑦を除く)	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%		
⑤旅行開始の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%		
⑥旅行開始の当日の解除	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%		
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%		

【宿泊のみご予約になった場合】 予約を取り消された場合は、クーポン発行営業所で、旅行代金に対して、 次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについて は、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください、宿泊当日、券面入員が 減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただきます。この場 合、お申し込みの営業所で所定の私い戻しをいたします。宿泊のみのご 予約で同一宿泊施設を連泊でご予約の場合、初泊(第1日目)のみ取消 料の対象となります。 表)取消料(宿泊騰みご予約になった場合)

	旅行開始後の解除 又は無連絡不参加	Ni B	前日	2-3 日前	4-5 日前	6-7日前	8-20 日前
1-14 %	100%	2/5	20%		無料		
15-20 %	100%	50%	20%			無料	
21 条以上	100%	505	30%			10%	

注1)特定期間・特定コース・宿泊施設についての取消料は、別途パンフレットに定めるところによります。 注2)本項(1)の①の「旅行代金」とは第6項(3)の「お支払対象旅行代金」をいいます。

②お客様の次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を 解除することができます。 、第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第19 項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。 イ第10項(1)の見定に基づいて旅行代金が増額されたとき。 ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、 官公署の命令を他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ 滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいと き。

滑な実施が小司能となり、又は不可能となるおぞれが極めて大きいとき。 き、法人がお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。 オ、当法人の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。 ②当法人は、本項(1)の()により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いただいている旅行役金(又は中途金)から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します(申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を中し受けます。またご参加のお客様からは「翌利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。) ③当法人は本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いただいている旅行代金(又は申込金)の金額を払い戻します。 ②後行開始後

いいたにい、2001/11/2002 (2)旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は 一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しを

13. 当法人による旅行契約の解除

13. 当法人による旅行契約の解除(1) 旅行開始的師(1) 旅行開始前(1) 旅行開始前(1) 北京 (1) 旅行開始前(1) 北京 (1) 成代 (1

一般社団法人近江ツーリズムボード

滋賀県知事登録旅行業第 3-260 号 (一社)全国旅行業協会会員

14. 旅行代金の払い戻し 当法人は、第10項の規定により旅行代金が減額された場合又は第12、 13項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻 すべき金額が生じたときは、旅行開始的の解除による払い戻したあって は解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除によ る払い戻したあっては契約書面に記載した旅行券グ1の翌日から起算し て30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 放発性理
(1) 当法人はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し、抗に指する業務を行ないます。当法人がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
(お名様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けらられるときは、ななる情値を講じます。(但し、本項(6)の個人旅行プランの会まます。(2) 本項(1)の 労働を逮捕してにもかかからす。旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
(2) お客様は、旅行財産保険が養す、までの間において可動していただくときは、旅行程を変もかつ円滑に実施するための当法人の指示に従って

くさは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当法人の指示に従っていただきます。 【添乗員同行プラン】 (3) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1) に掲げる業務その他当該旅行に付随して当法人が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

します。
「現地派乗員同行ブラン」
(3現地派乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地派乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで、現地派乗員の業務範囲は本項(3)における派乗員の業務範囲は本項(3)における派乗員の実際日本のコースには、派乗員は同行いたしませんが、当法人は現地において当法人が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務を必他並該旅行に付随して当法人が必要と認める業務の全部の又は一部を行なさせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。

ます。 【個人旅行プラン】 (6)個人旅行プラン】 (6)個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービス の提供を受けるために必要なクーボン類をご出発前にお渡しいたしま すので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っ ていただきます。

16. 当选人の責任及び免責事項 (1) 当法人は、旅行契約の履行に当たって、当法人又は手配代行者が故意又 は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任 じます。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当法人に対して 通知があったときに限ります。 (2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、 当法人は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当法人又は当法人の 手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

⑥食中帯 ⑦盗難 ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれら によって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮 (3)当法人は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規 定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当法人に対 して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円(当法人に故 意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

19. 旅程保証 (1) 当法人は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に 掲げる変更を除きます。)がもじた場合は、旅行代金に同表右欄に記載 する率を乗除さます。かなした場合は、旅行代金に同表右欄に記載 する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 16 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、 この限りではありません。 ()次に掲げる事由による変更の場合は、当法人は変更補償金を支払いませ ん。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず選送・宿

observable de Augustado III de Company II de las observas	一件あたりの率(%)		
変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後	
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2.0	
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金の ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書 面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0	
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了 地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2.0	
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0	
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その 他の客室の条件の変更	1.0	2.0	
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0	

- 6. 1. 採打開始前、とは、当該東東について投行機合的の前までにお客談に差した場合といい、 指行機能とした、当該東京について投行機能を目ははは対する地の上場合といい、 指付機能とした。当該東京について投行機能を目ははは対する地の上場合といいを 注:3 維定書面が欠付された場合には、「現時範囲」とあるから「確定書面」と思ふ得えたして、この 身を適用します。この場合に対い、現時節面の設備できる被害部の影響が写る機である 選挙の記憶性限と実際に提供された既行サービスの内容との間に実更が生じたとさは、それぞれ の変更につきませんして取り取ります。 注:3 第 3 号スは第 4 号に関げる東東に係る運送機関が自治設備の利用を伴うものである場合は、1 前 につきませんして取り取ります。 注:4 年 4 号 4 号に関げる運賃に関い金は長いいては、等級 スは設備がより高いものへの変更を作 う場合には適用しません。 は 5 第 4 号スは第 6 号としくは第 7 号と限ける変更が1 乗車係等又は1 前の中で模数とした場合であ っても、1 乗車係等又は1 前のと3 主変をして取り取ります。 注 6 : 第 8 号に関げる変更については、第 1 号から第 7 号とできます。

20. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件 通信契約による旅行契約は、当法人が申し込みを承諾する通知を 通信契約による旅行契約は、当法人が申し込みを承諾する通知を発した 時に成立します。ただし、当法人が、e-mail 等の電子承諾通知による方 法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立する ものとします。

- 22. その他 (1) お茶様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸葉用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様のイ社意による荷物約失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用を必様にご負担いただきます。 (2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の酒類・料理・その他のサービス等を (3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を 追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでごしていた。

- によるものではないときば、当該措置に要した費用はお多様の負担ときせていただきます。
 (6) ご集合時刻は跛守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
 (7) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当法人はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
 (8) 当法人はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
 (9) 手有物の運送は当該運送機関が行ない、当法人が運送機関に運送委託手続を代行するものです。

23. 募集型企画旅行契約について この各件書に定めない事項については標準旅行業約款(募集型企画旅行

24. ご旅行条件の基準 この旅行条件は、2021年4月1日を基準としています。旅行代金算出の 基準日は、各パンフレットごとに記載しています。